

# 第1回 下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会

## 議事概要

○開催日時： 令和元年11月5日（火）13：30～15：40

○出席委員： 長岡委員、高橋委員、小泉委員、佐野委員、奥野委員、酒井委員

○座長選出： 長岡委員が座長に選出された。

○議 事： 委員からの主な意見は以下のとおり。

- (1) ガイドラインが誰向けであるかなど、ガイドラインの位置付け及び活用方法を明確にすべき。そもそも、管路布設後の経過年数が浅い地方公共団体では、まだ管路管理を本格的に行っていない。また、現行ガイドラインでは、業務パッケージの基本が明確になっておらず、包括的民間委託の導入検討時に業務パッケージの設定で苦慮された事例がある。このような実態を踏まえ、地方公共団体が現状で委託している業務を元に発展させていくことを含め、地方公共団体が導入検討を行いやすい内容に改正すべき。
- (2) 現行ガイドラインには、導入に向けて行うべき多くの作業が記載されており、執行体制に課題がある中小都市がすべての作業を行うことは大変である。現行ガイドラインどおりの作業は行わず、外部のコンサルタントにも委託せず、管路管理の包括的民間委託を導入した事例がある。導入検討を行う地方公共団体に過度な負担がかからない内容に改正すべき。例えば、現行ガイドラインに記載されている「現地見学会」は不要と考えられる。本検討会に参画いただいている地方公共団体のみでなく、現行ガイドラインを参考にした中小都市の意見も反映すべき。
- (3) ガイドラインの改正においては、管路管理の包括的民間委託の業務パッケージ、委託期間及び庁内調整等が地方公共団体によって様々であることに留意すべき。
- (4) 管路管理の包括的民間委託の導入によるコスト削減効果は定量化が難しい。そもそも、適正な管路管理ができていない状態で、包括的民間委託を導入する場合、表面的にはコストが純増する。包括的民間委託を導入せずに適正な管路管理を行う場合に想定される職員増加が、包括的民間委託の導入により不要となるといった導入効果は考えられる。ガイドラインの改正においては、このような実態を踏まえ、導入効果の書きぶりに留意すべき。
- (5) 管路管理の包括的民間委託の導入において、参入意向調査、庁内合意及び議会説明が難しいという実態があることから、これらにどう対応するかを改正ガイドラインに記載すべき。
- (6) 現行ガイドラインに記載されている導入のスケジュールは、実態と比較すると短いと考えられ、改正ガイドラインでは実態を踏まえた記載とすべき。
- (7) 管路管理の包括的民間委託の発注方式として、柏市の事例においては、性能的な発注で、ペナルティの規定がある改築業務が含まれているが、他の事例においては、基本的に仕様発注が採用されている。改正ガイドラインでは、性能発注の採用を基本とするのではなく、管路管理の特性、包括的民間委託の実態を踏まえた記載とすべき。
- (8) 管路管理の包括的民間委託において、応募企業数が1者又は2者と少ない事例があるが、これらの理由としては、①事業規模が小さかったこと、②下水処理場と併せての包括的民間委託であり、従前の下水処理場の包括的民間委託を受託している民間企業のみ参画となったこと、③大手の管路更生企業を主体とする2者の応募があったが、いずれも地元企業との調整に苦慮したことが考えられる。ガイドラインの改正においては、地方公共団体がガイドラインに基づいて包括的民間委託を導入しても、民間企業が手を挙げるかどうかは別問題であり、契約に至らない可能性があることに留意すべき。
- (9) 中小都市では、管路管理の規模が小さく、包括的民間委託のメリットが出にくいと考えられ、導入検討に当たっては広域化・共同化の検討も必要であることを改正ガイドラインに記載すべき。